

平成 25 年 度

〔 自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 26 年 3 月 31 日 〕

常勤地方公務員災害補償統計

地方公務員災害補償基金

目 次

この統計の概要及び用語等の説明	1
-----------------	---

総 括 表

A表 公務災害・通勤災害認定請求の受理及び認定状況

(1) 公務災害	
ア 職員の区分別内訳	6
イ 団体の区分別内訳	6
(2) 通勤災害	
ア 職員の区分別内訳	7
イ 団体の区分別内訳	7
(3) 合 計	
ア 職員の区分別内訳	8
イ 団体の区分別内訳	8

B表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額

(1) 公務災害	
ア 職員の区分別・補償の種類別内訳	9
イ 団体の区分別内訳	11
ウ 補償の種類別1件当り金額等	12
(2) 通勤災害	
ア 職員の区分別・補償の種類別内訳	13
イ 団体の区分別内訳	15
ウ 補償の種類別1件当り金額等	16
(3) 合 計	
ア 職員の区分別・補償の種類別内訳	17
イ 団体の区分別内訳	19
ウ 補償の種類別1件当り金額等	20

C表 普通補償経理に係る福祉事業の件数及び金額（職員の区分別・福祉事業の種類別内訳）

(1) 公務災害	21
(2) 通勤災害	23

(3) 合 計	25
D表 普通補償経理に係る補償及び福祉事業のうち特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による加算措置を行ったものの件数及び金額（職員の区分別・補償及び福祉事業の種類別内訳）	
(1) 補 償	27
(2) 福祉事業	27
E表 特別補償経理に係る休業補償及び休業援護金の件数及び金額	
(1) 公務災害	
ア 職員の区分別内訳	29
イ 1件当り金額等	29
(2) 通勤災害	
ア 職員の区分別内訳	29
イ 1件当り金額等	29
(3) 合 計	
ア 職員の区分別内訳	31
イ 1件当り金額等	31

統 計 表

1 公務災害

第1表 受理事案の件数及びその処理状況（認定状況）の総計	35
第2表 受理事案の件数及びその処理状況（認定状況）の職員の区分別内訳	
(1) 義務教育学校職員	37
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	39
(3) 警察職員	41
(4) 消防職員	43
(5) 電気・ガス・水道事業職員	45
(6) 運輸事業職員	47
(7) 清掃事業職員	49
(8) 船 員	51
(9) その他の職員	53
第3表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の団体の区分別内訳	55
第4表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の補償の種類別総計	56
第5表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の補償の種類別・団体の区分別	

内訳

(1) 療養補償	60
(2) 休業補償	61
(3) 傷病補償年金	62
傷病等級別・号別補償の件数	63
(4) 障害補償	64
障害等級別・号別補償の件数	67
(5) 介護補償	69
(6) 遺族補償	70
(7) 葬祭補償	73
(8) 障害補償年金差額一時金	74
(9) 障害補償年金前払一時金	75
(10) 遺族補償年金前払一時金	76
(11) 予後補償	77
(12) 行方不明補償	78

第6表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の職員の区分別・補償の種類別

内訳

(1) 義務教育学校職員	79
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	83
(3) 警察職員	87
(4) 消防職員	91
(5) 電気・ガス・水道事業職員	95
(6) 運輸事業職員	99
(7) 清掃事業職員	103
(8) 船員	107
(9) その他の職員	111

第7表 普通補償経理に係る福祉事業の件数及び金額の福祉事業の種類別総計

第8表 普通補償経理に係る福祉事業の件数及び金額の職員の区分別・福祉事業

の種類別内訳

(1) 義務教育学校職員	124
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	133
(3) 警察職員	142
(4) 消防職員	151

(5) 電気・ガス・水道事業職員	160
(6) 運輸事業職員	169
(7) 清掃事業職員	178
(8) 船員	187
(9) その他の職員	196
第9表 普通補償経理に係る補償のうち特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例 災害による加算措置を行ったものの件数及び金額の補償の種類別総計	205
第10表 普通補償経理に係る補償のうち特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例 災害による加算措置を行ったものの件数及び金額の職員の区分別・補償 の種類別内訳	
(1) 警察職員	207
(2) 消防職員	209
(3) その他の職員	211
第11表 普通補償経理に係る福祉事業のうち特殊公務災害又は国際緊急援助活動 特例災害による加算措置を行ったものの件数及び金額の福祉事業の種類 別総計	213
第12表 普通補償経理に係る福祉事業のうち特殊公務災害又は国際緊急援助活動 特例災害による加算措置を行ったものの件数及び金額の職員の区分別・ 福祉事業の種類別内訳	
(1) 警察職員	215
(2) 消防職員	217
(3) その他の職員	219
第13表 特別補償経理に係る休業補償の件数及び金額の職員の区分別内訳	221
第14表 特別補償経理に係る休業援護金の件数及び金額の職員の区分別内訳	222
2 通勤災害	
第1表 受理事案の件数及びその処理状況（認定状況）の総計	224
第2表 受理事案の件数及びその処理状況（認定状況）の職員の区分別内訳	
(1) 義務教育学校職員	226
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	228
(3) 警察職員	230
(4) 消防職員	232
(5) 電気・ガス・水道事業職員	234
(6) 運輸事業職員	236

(7) 清掃事業職員	238
(8) 船員	240
(9) その他の職員	242
第3表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の団体の区分別内訳	244
第4表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の補償の種類別総計	245
第5表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の補償の種類別・団体の区分別内訳	
(1) 療養補償	249
(2) 休業補償	250
(3) 傷病補償年金	251
傷病等級別・号別補償の件数	252
(4) 障害補償	253
障害等級別・号別補償の件数	256
(5) 介護補償	258
(6) 遺族補償	259
(7) 葬祭補償	262
(8) 障害補償年金差額一時金	263
(9) 障害補償年金前払一時金	264
(10) 遺族補償年金前払一時金	265
(11) 予後補償	266
第6表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の職員の区分別・補償の種類別内訳	
(1) 義務教育学校職員	268
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	272
(3) 警察職員	276
(4) 消防職員	280
(5) 電気・ガス・水道事業職員	284
(6) 運輸事業職員	288
(7) 清掃事業職員	292
(8) 船員	296
(9) その他の職員	300
第7表 普通補償経理に係る福祉事業の件数及び金額の福祉事業の種類別総計	304
第8表 普通補償経理に係る福祉事業の件数及び金額の職員の区分別・福祉事業	

の種類別内訳

(1) 義務教育学校職員	313
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	322
(3) 警察職員	331
(4) 消防職員	340
(5) 電気・ガス・水道事業職員	349
(6) 運輸事業職員	358
(7) 清掃事業職員	367
(8) 船員	376
(9) その他の職員	385
第9表 特別補償経理に係る休業補償の件数及び金額の職員の区分別内訳	394
第10表 特別補償経理に係る休業援護金の件数及び金額の職員の区分別内訳	395
3 公務災害と通勤災害との合計	
第1表 受理事案の件数及びその処理状況（認定状況）の総計	397
第2表 受理事案の件数及びその処理状況（認定状況）の職員の区分別内訳	
(1) 義務教育学校職員	399
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	401
(3) 警察職員	403
(4) 消防職員	405
(5) 電気・ガス・水道事業職員	407
(6) 運輸事業職員	409
(7) 清掃事業職員	411
(8) 船員	413
(9) その他の職員	415
第3表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の団体の区分別内訳	417
第4表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の補償の種類別総計	418
第5表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の補償の種類別・団体の区分別 内訳	
(1) 療養補償	422
(2) 休業補償	423
(3) 傷病補償年金	424
傷病等級別・号別補償の件数	425
(4) 障害補償	426

障害等級別・号別補償の件数	429
(5) 介護補償	431
(6) 遺族補償	432
(7) 葬祭補償	435
(8) 障害補償年金差額一時金	436
(9) 障害補償年金前払一時金	437
(10) 遺族補償年金前払一時金	438
(11) 予後補償	439
(12) 行方不明補償	440
第6表 普通補償経理に係る補償の件数及び金額の職員の区分別・補償の種類別 内訳	
(1) 義務教育学校職員	441
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	445
(3) 警察職員	449
(4) 消防職員	453
(5) 電気・ガス・水道事業職員	457
(6) 運輸事業職員	461
(7) 清掃事業職員	465
(8) 船員	469
(9) その他の職員	473
第7表 普通補償経理に係る福祉事業の件数及び金額の福祉事業の種類別総計	477
第8表 普通補償経理に係る福祉事業の件数及び金額の職員の区分別・福祉事業 の種類別内訳	
(1) 義務教育学校職員	486
(2) 義務教育学校職員以外の教育職員	495
(3) 警察職員	504
(4) 消防職員	513
(5) 電気・ガス・水道事業職員	522
(6) 運輸事業職員	531
(7) 清掃事業職員	540
(8) 船員	549
(9) その他の職員	558
第9表 特別補償経理に係る休業補償の件数及び金額の職員の区分別内訳	567

第10表	特別補償経理に係る休業援護金の件数及び金額の職員の区分別内訳	568
------	--------------------------------	-----

公務災害の認定事由別等件数一覧表

第1表	9職種別公務災害の認定事由別等件数	570
第2表	16職種別公務災害の認定事由別等件数	574

通勤途上災害発生状況

第1表	出・退勤途上別災害件数	579
第2表	事故発生時の通勤方法別災害件数	580
第3表	事故の相手方別災害件数	581
第4表	事故発生時の経路等別災害件数（通勤災害）	582

この統計の概要及び用語等の説明

1 この統計の概要

この統計は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）の規定に基づいて行った常勤地方公務員（以下「職員」という。）の公務災害及び通勤災害の認定状況並びに補償及び福祉事業の実施状況を次の内容にまとめたものであり、**総括表**（A表～E表）、**統計表**（「公務災害」に係る第 1 表～第 14 表、「通勤災害」及び「公務災害と通勤災害との合計」のそれぞれに係る第 1 表～第 10 表）、**公務災害の認定事由別等件数一覧表**（9 職種別及び 16 職種別）及び**通勤途上災害発生状況**からなっている。

- (1) 受理事案の件数及びその処理状況（認定状況）（総括表－A表、統計表－第 1 表及び第 2 表）

被災職員から基金に対して公務災害又は通勤災害の認定請求（以下「認定請求」という。）がなされると、基金はこれに対し、当該災害が公務又は通勤により生じたものであるかを判断し、公務上若しくは公務外又は通勤災害該当若しくは通勤災害非該当の認定を行うこととなる。

平成 25 年度中にこの認定請求を基金が受理した件数及びその処理（認定）件数について、総計並びにそれらの件数の団体の区分（都道府県・市（特別区を含む）・町村・一部事務組合等をいう。）別内訳及び地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）別表第二に定める職員の区分（以下「職員の区分」という。）別内訳をまとめたものである。

- (2) 普通補償経理に係る補償の件数及び金額（総括表－B表、統計表－第 3 表～第 6 表）

基金が被災職員又は遺族等に対して支給した補償（(5)に係る分を除く。）の件数及び金額について、総計並びにその団体の区分別内訳、補償の種類別内訳及び職員の区分別内訳をまとめたものである。

- (3) 普通補償経理に係る福祉事業の件数及び金額（総括表－C表、統計表－第 7 表及び第 8 表）

基金が被災職員又は遺族等に対して支給した福祉事業（(5)に係る分を除く。）の件数及び金額について、総計並びに福祉事業の種類別内訳及び職員の区分別内訳をまとめたものである。

- (4) 普通補償経理に係る補償及び福祉事業のうち、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による加算措置を行ったものの件数及び金額（総括表－D表、統計表－「公

務災害」に係る第9表～第12表)

基金が法第46条又は地方公務員災害補償法施行令(以下「令」という。)第10条の規定により被災職員又は遺族等に対し、補償又は福祉事業の額を加算して支給した件数及び金額について、総計並びに補償又は福祉事業の種類別内訳及び職員の区分別内訳をまとめたもので、(2)(3)の内書きである。

- (5) 特別補償経理に係る補償及び福祉事業の件数及び金額(総括表-E表、統計表-「公務災害」に係る第13表及び第14表、「通勤災害」及び「公務災害と通勤災害との合計」のそれぞれに係る第9表及び第10表)

被災職員が公務又は通勤による傷病の療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、その期間について休業補償を支給することになるが、常勤職員(令第1条に規定するいわゆる常勤的非常勤職員を除く。)に対しては、このような場合でも所定の在職期間中は給与を支給する措置を講じている地方公共団体が大部分であるため、この間、休業補償が支給される例はごく少数であり、定款別表第二において職員の区分別に定められている負担金の割合もこのことを考慮して定められている。

しかしながら、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、川崎市、広島市及び特別区等一部の地方公共団体においては、従来からこのような場合に給与を支給せず、直ちに休業補償を支給する措置がとられており、基金発足後も同様の取扱いが継続されることとなった。

この休業補償及び休業援護金の財源に充てるため、地方公務員災害補償基金業務規程(以下「業務規程」という。)別表第二に定める地方公共団体及び地方独立行政法人に限り、一般の負担金のほかに特別の負担金(業務規程別表第三に定める職員の区分別負担割合による。)を納付してもらい、これを財源とする特別補償経理を設け、一般の補償及び福祉事業を賄う普通補償経理と経理上区分して運用している。

(2)(3)及び(4)に示す補償及び福祉事業の件数及び金額は、すべて普通補償経理に係る分であるが、これとは別にこの特別補償経理に係る休業補償及び休業援護金の件数及び金額について、総計並びにその職員の区分別内訳をまとめたものである。

- (6) 公務災害の認定事由別等件数一覧表(9職種別及び16職種別)

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、基金が公務上の災害と認定した事案について、当該災害の態様により、負傷(負傷による死亡を含む。)、疾病(疾病による死亡を含む。)及び負傷・疾病によらない死亡に大別し、さらにそれぞれ公務上と認定した事由別等に分類して集計したものである。

なお、9職種別区分については定款別表第二に定める職員の区分により分類したものであり、16職種別区分については職員が現に従事している職務の内容により分類し

たものである。従って、例えば、9 職種別区分においては「その他の職員」に分類されている職員であっても、当該職員が現に医師としての職務に従事しているのであれば、16 職種別区分においては「医師・歯科医師」に分類されることとなる。

(7) 通勤途上災害発生状況

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、基金が公務上の災害と認定した事案のうち通勤途上に発生した災害事案及び通勤災害該当と認定した事案について、それぞれ出勤・退勤途上別、事故発生時の通勤方法別、事故の相手方別及び事故発生時の経路等別（通勤災害のみ）に分類して集計したものである。

2 用語等の説明

この統計において使用した用語の内容は、次のとおりである。

(1) 総括表及び統計表関係

ア 「受理件数」とは、平成 25 年度中に基金が認定請求を受理した件数をいい、被災職員 1 名につき、同一災害に係るものについては 1 件として計上した。

なお、表中（ ）内の数字は、死亡事案に係る件数又はその割合を示し、件数については内書きである。（以下イ及びウにおいて同じ）。

イ 「認定件数」とは、平成 25 年度中に公務上若しくは公務外又は通勤災害該当若しくは通勤災害非該当と認定した件数をいう。

ウ 「未処理件数」とは、基金が認定請求を受理したが、平成 25 年度中に公務上若しくは公務外又は通勤災害該当若しくは通勤災害非該当と認定するに至らなかったものの件数をいう。

エ 「補償の件数」とは、平成 25 年度中に基金が被災職員又は遺族等に対して行った各種補償の件数をいい、被災職員 1 名が同一災害について 2 種類以上の補償を受けた場合は、各補償の種類ごとに 1 件として計上した。「福祉事業の件数」についても同様である。

例えば、ある職員が負傷して公務上の災害と認定され、療養補償を受け、その後その同一の負傷に起因して死亡し、遺族が遺族補償を受けたような場合には、その療養補償及び遺族補償をそれぞれ 1 件として計上している。

なお、給与改定の遡及適用により平均給与額が改定されたこと等に伴い過年度支給分に係る追給が行われた場合は、「金額」欄には追給した金額を計上し、「件数」欄には件数を計上しないこととしている。

オ 奨学援護金に係る「在学者等の区分」欄中の人数は、平成 26 年 2 月の支給期において支給した奨学援護金に係る在学者等を、業務規程第 29 条第 2 項各号の区分により分類し計上したもので、（ ）内の人数は、在学者等のうち公共職業能力開発施設

又は職業能力開発総合大学校の在学者について計上したものである。

カ 就労保育援護金に係る「人数」は、平成 26 年 2 月の支給期において支給した就労保育援護金に係る保育児の人数を計上したものである。

(2) 公務災害の認定事由別等件数一覧表関係

ア 公務上の災害と認定した事由等が 2 以上にわたる場合は、主たる事由により分類した。

イ 「出張中又は赴任途上」の欄には、公用外出中の災害及び出張先における職務遂行中の災害を含めて計上した。

ウ 当該事案が負傷と疾病の両方を伴うもので、両方とも公務上の災害と認定した場合は、「負傷の場合」の欄に計上した。

エ 表中（ ）内の数字は、死亡事案に係る件数又はその割合を示し、件数については内書きである。

(3) 通勤途上災害発生状況関係

ア 「自動車」とは、道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作された小型特殊自動車を除く。）及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。ただし、バス・タクシー等の公共的なものは「公共交通機関」に含めた。

イ 「逸脱」及び「中断」とは、それぞれ法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。

ウ 表中（ ）内の数字は、死亡事案に係る件数又はその割合を示し、件数については内書きである。